大分市自治基本条例検討委員会 第16回理念部会 議事録

日 時 平成23年8月18日(木) 10:00~10:45

場 所 大分市役所議会棟 3階 第3委員会室

出席者

【委員】

井手口 良一、近藤 忠志、中村 喜枝子、廣次 忠彦、入田 光の各委員(計5名)

【事務局】

企画課主幹 渡邉 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 足立 和之(計3名)

【プロジェクトチーム】

【オブザーバー】

総務課法制室 室長 伊藤 英樹、同主査 佐藤 明

【傍聴者】

次 第

- 1. 開会
- 2.議事
 - (1)前文の対案に係る検討について
 - (2)「まちづ⟨り」の定義について
 - (3)その他

<第16回 理念部会>

事務局

それでは、ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会第16回理念部会を 開催いたします。

本日の部会は、前回7月22日の全体会でのご議論を受けてのものでございます。

全体会では、理念部会において行った、3名の他部会の委員さんからいただいた対案を基にしたご議論の経過を説明する中、理念部会の今後のご議論の方向性といたしまして、「基本的に4段落の構成の要素は残したい」、次に、「パブリックコメントの指摘などにもありました『大友宗麟』個人に偏重していると受け取られるような表現については修正していきたい」、また、「『人権』の表現について、委員の案の『人権』や『協働』を生の言葉で使わずに表現している

フレーズを反映させたい」、最後に、「結びの段落で『より良い大分市を目指す』というニュアンスを反映させていきたい」といった議論を行っていきたいという提案をされ、全体会で了承されれば、その方向で議論を継続したいということをお示しいたしました。

また、「まちづくり」という語句の定義については、理念部会としても、「自治」の定義を含め、非常に多様性を持つ言葉であるということから、「敢えて定義しない勇気を持って、説明は逐条解説で行うべき」とのご提案をしたところでございます。

全体会におきましては、前文に対する理念部会の考え方についてご了解をいただき、本日の会議の開催ということになっております。

また、「まちづくり」に係る語句の定義につきましては、全体会の委員意見が「定義は難しい」というご意見や、「逐条解説で良い」というご意見がある一方、「やはり明確にする必要があるのではないか」というご意見もあり、全体会の中では、まとまらなかったことから、委員長から「理念部会で再度の検討をいただけないか」というご依頼がありました。

本日は、この2点について、ご議論をいただきたいと考えております。

なお、前文につきましては、これまでも委員の皆様が文言の選択から文章を 構築してきたという経緯もございますので、今回も修正案の作成をお願いして おりましたところ、本日は3名の委員さんから案をいただいております。

本日は、それを基にご議論いただければと考えております。それでは進行を 部会長にお願いしたいと思います。

部会長

はい、わかりました。それでは、進行させていただきます。本日もよろしく お願いいたします。

まず始めに、次第とは順序が違いますが、文言の定義について、皆様方の確認を取りたいと思います。

前回の全体会でもそうでしたが、我々の部会としては、「まちづくり」と「自治」に関する定義について、一度結論を出したわけです。

「『まちづくり』にしろ、『自治』にしろ、多様な意味合いを持つ言葉として、 定義付けを行うのではなく、『敢えて定義付けしない勇気を持って』、逐条解説 で説明をしていくべきだ」というふうに決めておりましたが、いかがでしょう か。

全体会議では、他の部会委員さんから、いろいろな意見がありましたが、これについてはいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

どうでしょうか。

委員

定義付けで、部会長さんから、「こうでなければならない」という定義ではなく、「こういった意味があるという定義付けをしてはどうか」というような意見があったかと思いますが、なおさら難しいなという気がします。

部会長

そうですね、返って、難しいですね。

委員

定義付けしない方が良いんじゃないかなという気もするんですが。他にも、

「中学生にもわかるというような定義をしてはどうか」というようなものもあったと思うんですけれども。

委員 私も、部会長さんの話も含めて、総合的に判断するに、「条文に入れるのでは なくて、逐条解説で定義と考えられるものを入れる」ということの方が、あの 時の全体の雰囲気ではなかったかなと判断します。

部会長 はい、いかがでしょうか。委員さんどうですか。

委員 用度、その方向で提案されたらいかがでしょうか。前回と同じ形で。

部会長 それでは、大方良いでしょうか。

委員 そこから先なんだけれど、「逐条解説に入れる定義を理念部会で考えて」と言われれば、それはそれでまた考えなきゃいけなくなるけれど。そこまでの負託はされていないよね。

事務局そうですね。

委員

事務局 全体会で話をしていた時は、逐条解説につきましては事務局に案をということでございましたので。

委員 「事務局で」ということだな。

事務局 たたき台と言いますか、原案を作らせていただいて、それを見ていただいて、 ご意見をいただくという、そのように考えております。

委員 我々の審議の過程を当然、事務局は知っているわけだから、それを踏まえた 形で出て来るだろうし。

部会長 はい、それでは定義については、これで良いですね。

事務局 それでは、前文のご議論に入っていただくことになると思いますが、その前 に、どのペーパーをどなたからいただいたかご案内します。

部会長 とれでは、読んでいただくということで、委員さんからよろしいですか。

読むのですね。それでは、「わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれ、十六世紀には国際交流都市として世界に開かれた、歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは先人達のこれまでの偉業を誇りとしつつ、わたしたち一人ひと りの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、お互いを尊重し、共に考え共に行動することで、豊かな自然環境を守り、平和で幸福な暮らしをよりよいものにしながら、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、ここに本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市まちづくり自治基本条例を制定します。」

部会長

はい、ありがとうございます。

これは、ほとんど前のものと変わってはいない...。

委員

大きな違いは、「共に考え共に行動する」というのを入れたのと、「十六世紀には国際交流都市~」というのを、3段落目から2段落目に入れ替えたところです。

部会長

はい、それでは、次に委員さん。

委員

私のは、委員さんとほとんど一緒なのですけれども、少し違うのは、基本的に部会長さんの案を入れながら、3段構成になっているんですが、実は、3段落目があまりに短くなったので、4段落目とセットになっているということで見てください。

「わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を 愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれ、十六世紀に国際交流都市を築くなど、歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは先人の偉業を誇りとし、一人ひとりが生きた証が、このまちの 輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、お互いを尊重し、共に考え共に行動することで、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い、そのための道しるべとして、大分市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市まちづくり自治基本条例を制定します。」です。

もう 1 つは、「わたしたち」があまりに多いと感じましたので、ところどころで、取りました。

部会長

それでは、委員さん。

委員

1段落目と2段落目は、ほぼ同じじゃないかと思うのですけれど、3段落目で、1段落目の「自然」ですね、そして2段落目の「歴史・文化」、「産業集積都市」があって、今の大分市があり、こういったことを、今の我々がそれを享受している、「この豊かな大分市というものは先人が築いてくれたんだ」という

ことで、3段落目をそういう形でまとめました。

ただ、私は今年になって、この委員になったものですから、これまでの議論に参加していなかったこともあって、「これは良いのかな」と思ったのが、「証」という言葉を使わなかった部分なのですが、ここは、「議論に入っていない、白紙の状態」ということで考えたという部分があります。

読み上げます。「わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後 水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよ いまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれ、また十六世紀には国際交流都市を築くなど歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは、こうした自然や歴史を育み、文化や産業を築いた先人の偉業を誇りとして生きることが、このまちの輝かしい未来につながると信じています。

わたしたち大分市民は、お互いに尊重し、ともに考え、行動する中で、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市まちづくり自治基本条例を制定します。」以上です。

部会長

これで、お三方の案がそろいましたが、いかがですか。微妙に違っていますが。

委員

私と、委員さんの案はほとんど一緒です。「なぜ、一緒か」と言うと、私は「『よりよい』というところを必ず入れてくれ、『今より発展させながら』というのを入れてくれ」という案がありましたので、「よりよい」という言葉を使いましたが、委員さんの「発展させていくことを誓い」の方が、言葉のつながりとしては良いと思います。これは委員さんの案の中には入っていません。

それと、「一人ひとりの生きた証」というのが我々2人の案にはあるのですが、 委員さんの案にはありません。この2点を除くと、3人の案は、ほぼ同一です。

それで、「よりよいものにする」、あるいは、「発展させていく」というのを入れるのは、我々理念部会に与えられた課題ですから、それはどこかで反映させる必要があるので、入れなければならない。とすると、委員さんの案の「発展させていくことを誓い」を採用するのが妥当じゃないかと思います。

それと、「一人ひとりの生きた証」を入れておかないと、委員さんの「偉業の誇り」だけを言うと、「『偉業』だけを誇りにして、『過去の財産』だけで今後生きていくのか」ということが返ってくる可能性があるので、「そこをベースにしながら、自分たちがまた一人ひとり頑張っていくんだ、その証が次につながるんだ」という意味で、「一人ひとりの生きた証」を偉業とともに入れておく方が良いんじゃないかと思うんです。

私は、委員さんの案をベースにしてですね、3段落目の「先人の偉業を誇りとし」で切って、「一人ひとりが生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています」と入れて変えることと、それから4段落目の「確実に

引き継」の次、「ぎ、発展させていくことを誓い」にすれば、先日の全体会の意向をすべて反映できるのではないかと思いますが。

部会長 委員さん、よろしいですか。

委員 先ほども申し上げましたが、当初からの議論に入っていませんでしたので、 委員さんや皆さんのおっしゃるように。

部会長 よろしいでしょうか。こういう形で決めても…。

副部会長 私は、この間、来られなかったのですけれども、事務局から資料は送っていただきましたけれども、今日の案を見てちょっと引っかかったのが、最後の4 段落目に、「多様化する社会の中での地方自治」ということを入れた方が良いと思うのですよね。

「『地方自治』は、私たちがまちづくりを主体として自覚を新たにすることです」ということを入れておいた方が良いのかなって思っていて、でもそれを言ったら、また振り出しに戻る可能性があるのかとも思って。

委員 ありますね。戻ります。

副部会長 やっぱりね。

委員 最初の頃にその話が出て、結局、取ったのでしたよね。

副部会長 でしたよね。「協働のまちづくり」も入っていなかったから、これも入れた方が良いのかと思うと…。

それと、全体会では「市域内分権も前文に入れたら」という話もありましたが、それも我々は採用しませんでした。ですから、今更、それを蒸し返すと、 全体会で「この間の時と話が違うじゃないか」ということになってしまいます。

部会長 はい。

委員

委員

それと、「地方自治」をここで入れてしまうとですね…。「地方自治」は、今、大きく変わろうとしているのですよ。「どう変わるのか」は、まだわかりません。はっきり言って、極端に言うと、「議会制民主主義」になる可能性もあります。つまり、「議会が首長を選ぶ」というようなことになる可能性だって無いわけじゃないのです。それから、地方自治体が、今、都道府県と市町村になっているものが無くなってしまうということもある。前文が、それに対応出来なくなってしまうと困るので、むしろその部分は、すっと行っておいた方が良いかなと思うのです。

地方自治の精神云々を言う時に、「自治基本条例を作るのだ」ということが、 既に…、「自分たちの条例を、自分たちのまちの最高規範を自分たちで作るのだ」 というところで、明文化しなくても自分たちの意思が表れているだろうと思う のです。

もちろん、条文と逐条解説の中でそれを謳っていかなければならないことで はありますが。

部会長

激動の時代、変わりゆく時代の中にある時ですから、先ほどの定義の件もそうですし、「変わっても対応が出来る前文」ということでよろしいでしょうか。

委員

よろしいですか。言葉のことなのですけれども、3 段落目に、「わたしたちは、こうした自然や歴史を育み、文化や産業を築いた先人の偉業を誇りとし」の後に、「わたしたち一人ひとりが生きた証が」とあるのですが、「一人ひとり」の前にある「わたしたち」は、文章の先頭にもありますので、いらないという気がするのですね。それと、もう一点は、「道しるべ」のところで、「そのための道しるべとして」というふうに我々の部会ではして来たのだけれど、部会長の案では、「その道しるべとして」と提起されていて、それでも良いのかなという気もしているのですけれども。

部会長 いかがでしょうか。

委員 「一人ひとり~」が要らないっていうことなの。

委員 いや、その前にある「わたしたち」。当初は「わたしたち一人ひとりが生きた 証が」として来たけれど。

|委員|| 「わたしたち」は要らないか。「一人ひとりが生きた証が」は残して...。

| 委員 | それで良いのじゃないかなと思って。

部会長 それと、「その道しるべ」。

委員 「そのための」と言うと、大上段に構えすぎているような気もしないでもないので、さらっとで良いのかなって。

委員 文章は良いのだけれども、部会長さんはその発言をされたかな。

委員 いや、部会長さんの文章から。

委員 文章はそうなっているのだけれども、そのことについて、部会長さんは触れていなかったと思うけれども。発言としては。

事務局 されていないです。途中で用務の都合で退席されましたので。

委員 H 部会長さんが指摘されたのは、「『大友宗麟』個人に限定するようなことはど

うか」というところだったと思うので。

委員

部会長さんの文章を改めて見返すとそうなっているから、これはこれで良いのかなって。あまりこだわっているわけではありませんが。

部会長

「その道しるべ」でよろしいですか。

副部会長

私、1段落目に非常にこだわっているんですけれども、こちらではストレートに「大分市を愛しています」と言っていますけれども、「愛しています」というのを、この前、私は「こよなく愛しています」としてはどうでしょうかと言ったんですけれども、本当は、「限りない愛と誇りを持って大分市に住んでいます」と言った方が、インパクトがあるんだけれども、あまり長くなるから、「こよなく愛しています」と。ただ「愛しています」より、もうちょっとインパクトが強くなるかなと思うんですね。

部会長

わかりました。三案全部「愛しています」になっていますからね。前からそうなっていますから。お三方いかがですか。

委員

あまり、形容詞は使いたくないんだけれどな…。文章がちょっと長くなったって…。

「そのための」の「ための」は取っても良いよな。それは良いけれど、その上の「こよなく」みたいな動詞を修飾する言葉を入れるのは、しつこくなりませんか。

副部会長

ならないと思いますけれど。そうでないなら「愛と誇りを持って生きています」というふうにした方が良いと思うのですけれど…。

委員

「誇り」は後で出て来ますのでね、良いのですけれども…。

副部会長

やっぱり、自分の住むまちに「愛と誇り」を持たなければ駄目だと私は思うのですよね。

委員

一つくらい入れても良いか。

委員

良いんじゃないですか。

部会長

「こよなく」、良いですか。

委員

入れましょう。

副部会長

「この美しく住みよいまち」という中には人権も全て含まれていると思うのですよ。だから、私としては、長くなっても「限りない愛と誇りを持って大分市に住んでいます」と言った方が、インパクトが強いかなって思うんですけれ

ども、委員さんはどう思われますか。

委員

良いのですけれどもね...、「こよなく愛しています」で、いきませんか。

副部会長

「誇り」っていうのをね、「大分市に住んで良かった」っていう誇りを持って 生きているっていうのはすごく大事だと思うんですよね。

委員

「先人の偉業を誇りとし」ていますのでね、誇りが二つ続くよりは、「愛する 度合い」を上げておいた方が…。

副部会長

お任せします。

委員

本来、動詞を修飾する言葉を、こういうところでは使わないケースが多いが、 敢えて使いましょうよ。

事務局

条例の中では、この前文のところが市民の生の声が入るところでございます ので、そこは委員さんのご意見にお任せしたいと思います。

それでは、今時点で皆さんのご意見を入れたものを確認したいと思います。 委員さんの案をベースにして考えることと、その中に「生きた証」を入れること、そして委員さんの「発展させていく」ということ、「ための」を取って、副部会長さんの「愛しています」にインパクトをというところですね。読み上げます。

「わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を こよなく愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれ、また十六世紀には国際交流都市を築くなど歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは、こうした自然や歴史を育み、文化や産業を築いた先人の偉業を誇りとし、一人ひとりが生きた証が、このまちの輝かしい未来につながると信じています。

わたしたち大分市民は、お互いに尊重し、ともに考え、行動する中で、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い、その道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市まちづくり自治基本条例を制定します。」となっております。

委員

すいません、「豊後の国の国府が置かれ、」の後、「また」はいらないと思うのです。「豊後の国の国府が置かれ、十六世紀には国際交流都市を~」というふうに流れた方が。

部会長

それでは「また」を削除して。

事務局

すいません、3段落目の「一人ひとりが生きた証が」で、「が」が二つ続くのですが。

委員

「の」にするか。「一人ひとりの生きた証が」に。

委員

何気なく見ると、「緑豊か」、「豊饒の海」、「豊後水道」、「清らかで水量豊富」と本当に大分市は「豊の国」という感じなのですね。

委員

そうだよ。もともと、風土記の時からそういう意味で付いている。

事務局

ちょっと委員さんが席を外されていますので、委員の皆さんのご了解をいただいて、次の全体会に持っていければと思っておりますが、今、十六世紀の前の「また」を取ってというお話がありましたが、今のところ、皆様、こういう形で次の全体会に持っていくということでよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

事務局

これにプラス定義の話ですけれども、再度、逐条解説の中で述べていくという、この二点で全体会に諮ってご了解をいただいていくということで、次回の全体会、ご案内もしていますけれども、8月の31日、水曜日の午前10時、第2庁舎6階の大研修室ということでお願いしたいと思います。

部会長

大方「これで決定」という運びになるんでしょうか。

事務局

本日、十分ご議論をいただけましたので、だれが指名をされても大丈夫ではないかと思いますが。

部会長

早く決めないと、いつまでたってもできあがりませんよね。

事務局

そうですね、次回の全体会で「これで良い」ということになりましたら、逐条解説を作りまして、再度パブリックコメントをいたしまして、市民の皆様に、今度は報告会という形になるのではないかと思いますが、そういったプロセスを経ながら議会の議決をいただいて条例という形になっていくことと思います。

委員

前回の全体会の希望は全て取り入れたのだから、「こよなく」だけはそっと出して、それ以外は全部...、これで悪いということにはならないだろう。

事務局

そうですね、前回、「これでよろしいですね」と了解を得ていますので、全部 網羅されているとは思います。

委員

決してきれいな文章にはなりませんでしたけれど、それはしょうがないので すよね、皆の案ですから。 負け惜しみを言うわけではありませんが、美文が全部良いとは限らないのですよ。サッと読めて、何を書いてあるかよくわからないけれど、「そうだな」って思うようなのが美文なのですよ。それよりも、つっかかりはするけれども頭に入りやすい文章の方が、返って良いと思うのです。

委員 余談なのだけれども、条文になった時にふりがなは入るのかな。

法制室 一般的に、条例文には入れません。出し方なのですが、子供向けの冊子の場合にはふりがなを打って印刷することもございます。例規集とかにも入れていませんね。

委員 例規集とかは良いけれど、一般的には、「豊饒(ほうじょう)」とかは読みきれないのじゃないかな。

委員 「豊饒」を使う時、大分考えたんだけれどね、「ぶにょう」という、読み方は 違うけれど、大分市の中には固有名詞の地名もあるんだし、これを使わないっ てことにもならないだろうと思って。

部会長 同じ字ですよね。

事務局 すいません、今、確認が取れたのですが、委員さんの用務が長引きそうとのことですので、後ほど、こちらからご報告してご了解をいただきたいと思います。今回は、ご議論のような形で。

部会長 | 「豊饒」の字はもう良いのですか。

委員 使いましょうよ。

事務局 時間もスピーディーに終わってしまったのですが、我々の部会として、宿題 としていただいたものについては、整理がついたというふうに思います。

次回の全体会にはこの形で理念部会としてご報告して、ご了解をいただくと いうことでよろしいでしょうか。

部会長はい。

委員

3 1日に、私は全体会に出席出来ないという前提で言わせていただきますが、 前文に関する限りは、3 1日、何らかの形で異論が出ても、その場で解決をし て、部会には持ち帰らない、「これが最終答弁である」というふうに是非、お願 いしたいと思います。

部会長 言いましょう。我々は論議を尽くしたということで。

委員 昇論が出れば、その場で、全委員さんの意向で決定するというように、委員

長さんに伝えておいて欲しい。

事務局 全体会の全委員さんの件で解決していくということですね。

委員 「我々もこれ以上の知恵は出ません」ということで。

委員 今回の案は部会長さんの意見を含め、相当反映されていますからね。

委員 しかも、入ったことで良くなったと思います。

法制室 先ほどの豊饒のふりがなの件なんですけれども、通常ふりがなをつけないと申し上げたのですが、これは法例文の中では常用漢字に載っている漢字しか使わないというのが想定の話なのですけれども、最近、常用漢字表が変わりましたが、おそらく、この字は載っていないのではないかと思います。その場合にはふりがなをつけるということで考えさせていただこうかと考えております。「ほうじょう」とした方がわかりやすいということであれば、そのようにしたいと考えます。

事務局 それでは、法制室からのアドバイスもありましたのでふりがなをつけるということで考えていきたいと思います。

これで、前文、定義の話が終わると、次は名称の論議になると思うんだけれ ど、理念部会としては、統一の意見を持つべきなのか、それぞれ個人の意見で 全体会に臨むのか。

前回の全体会で、名称はおそらく一番最後まで…、パブリックコメントが終わって、市民意見交換会が終わって最後、年末か年明けくらいという形で、全委員さんのご意見でというふうに事務局としては考えておりますので、理念部会として案をということは考えておりません。全体会で議論してということで考えております。

理念部会が立ち上がった時に負託された任務の中にはなかったはずだから、 それで通して良いのだね。

したが、最終的には検討委員会の全員の合意でということでよろしいと思いますので。それでは、本日はよろしいでしょうか。 部会としては、これでご議論するということは終わりだと思います。後は逐

名称については、部会の中では「どんなものでも」というご議論もございま

部会としては、これでと議論するということは終わりたと思います。後は逐条解説を見ていただいて、ご了解をいただくということになると思いますが、 理念部会の任務としては終わりということだと思います。

後はパブリックコメントや市民意見交換会で、特別に部会でご議論しなければならないような意見が出た時ということくらいになろうかと思います。

委員

事務局

委員

事務局

かる目	てわるけ、味明ナナリュトロリノですが、これでゆるさせていただきます。
部会長	それでは、時間もちょっと早いんですが、これで終了させていただきます。
	ありがとうございました。